

令和 4 年

第 2 回 広陵町議会定例会議案

令和 4 年 6 月 8 日

北葛城郡広陵町

付 議 事 件

- 報告第 4 号 広陵町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について [1 頁]
- 報告第 5 号 広陵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について [7 頁]
- 報告第 6 号 令和 3 年度広陵町土地開発公社の経営状況の報告について [1 3 頁]
- 報告第 7 号 令和 3 年度広陵町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について [1 5 頁]
- 報告第 8 号 令和 3 年度広陵町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について [1 9 頁]
- 報告第 9 号 令和 3 年度広陵町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について [2 3 頁]
- 議案第 4 1 号 広陵町文化芸術推進審議会設置条例の制定について [2 7 頁]
- 議案第 4 2 号 広陵町防災会議条例の一部を改正することについて [3 3 頁]
- 議案第 4 3 号 広陵町特別職報酬等審議会条例の一部を改正することについて [3 7 頁]
- 議案第 4 4 号 広陵町国民健康保険税条例及び広陵町介護保険条例の一部を改正することについて [4 1 頁]
- 議案第 4 5 号 広陵町手数料徴収条例の一部を改正することについて [4 5 頁]
- 議案第 4 6 号 広陵町の公民館建替及び文化芸術の振興のあり方検討委員会設置条例の廃止について [4 9 頁]
- 議案第 4 7 号 令和 4 年度広陵町一般会計補正予算（第 2 号） [5 3 頁]

- 議案第48号 広瀬川調整池整備工事（1工区）に係る請負
契約の締結について [73頁]
- 議案第49号 古寺川調整池整備工事（1工区）に係る請負
契約の締結について [75頁]
- 議案第50号 広陵町の文化芸術推進基本計画を定めること
について [77頁]

報 告 第 4 号

広陵町税条例の一部を改正する条例の専決処分
の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項
の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項
の規定により報告し、その承認を求める。

令和4年6月8日報告

広陵町長 山 村 吉 由

専 決 処 分 書

広陵町税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和4年3月31日専決

広陵町長 山村吉由

広陵町税条例の一部を改正する条例

広陵町税条例（昭和30年4月広陵町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第48条第9項中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改め、同条第15項中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める。

附則第10条の2第2項中「、4分の3」を「5分の4」に改め、同条第3項中「附則第15条第16項」を「附則第15条第15項」に改め、同条第4項中「附則第15条第27項第1号イ」を「附則第15条第26項第1号イ」に改め、同条第5項中「附則第15条第27項第1号ロ」を「附則第15条第26項第1号ロ」に改め、同条第6項中「附則第15条第27項第1号ハ」を「附則第15条第26項第1号ハ」に改め、同条第7項中「附則第15条第27項第1号ニ」を「附則第15条第26項第1号ニ」に改め、同条第8項中「附則第15条第27項第2号イ」を「附則第15条第26項第2号イ」に改め、同条第9項中「附則第15条第27項第2号ロ」を「附則第15条第26項第2号ロ」に改め、同条第10項中「附則第15条第27項第2号ハ」を「附則第15条第26項第2号ハ」に改め、同条第11項中「附則第15条第27項第3号イ」を「附則第15条第26項第3号イ」に改め、同条第12項中「附則第15条第27項第3号ロ」を「附則第15条第26項第3号ロ」に改め、同条第13項中「附則第15条第27項第3号ハ」を「附則第15条第26項第3号ハ」に改め、同条第14項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第15項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第16項中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に

改め、同条第17項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改め、同条第18項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第43項」に改め、同条中第20項を第21項とし、第19項を第20項とし、第18項の次に次の1項を加える。

19 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は4分の3とする。

附則第10条の3第9項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第11項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第12条第1項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）」を加える。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の広陵町税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

報 告 第 5 号

広陵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項
の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項
の規定により報告し、その承認を求める。

令和4年6月8日報告

広陵町長 山 村 吉 由

専 決 処 分 書

広陵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和4年3月31日専決

広陵町長 山 村 吉 由

広陵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

広陵町国民健康保険税条例（昭和40年3月広陵町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「630,000円」を「650,000円」に改め、同条第3項ただし書中「190,000円」を「200,000円」に改める。

第22条第1項中「630,000円」を「650,000円」に、「190,000円」を「200,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の広陵町国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

報 告 第 6 号

令和3年度広陵町土地開発公社の経営状況の
報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第
2項の規定により、広陵町土地開発公社の決算を別紙のと
おり報告する。

令和4年6月8日報告

広陵町長 山村吉由

報 告 第 7 号

令和3年度広陵町一般会計繰越明許費繰越計算書
の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条
第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和4年6月8日報告

広陵町長 山 村 吉 由

令和3年度広陵町一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国庫支出金	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	本庁・総合保健福祉会館UPS整備事業	9,800,000	9,800,000			9,800,000		
	3 戸籍住民基本台帳費	社会保障・税番号制度システム整備費	4,565,000	4,565,000	4,565,000				
3 民生費	1 社会福祉費	高圧受変電設備更新事業	7,480,000	7,480,000				7,480,000	
		非常用自家発電機設備改修事業	7,548,000	7,547,100				7,547,100	
		住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業	11,100,000	11,100,000	11,100,000				
	2 児童福祉費	子育て世帯臨時特別給付事業	10,000,000	4,236,229		4,236,000		229	
		子育て世帯臨時特別給付事業(町単独分)	10,000,000	600,960				600,960	
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費(追加分)	82,902,000	66,305,222		66,305,222			
5 農商工費	1 農業費	防災重点ため池防災減災整備事業	45,438,000	45,438,000		45,438,000			
		農地情報収集タブレット購入事業	320,000	320,000		320,000			
	2 商工費	タウンプロモーション事業委託料	1,550,000	1,041,500				1,041,500	
6 土木費	2 道路橋りょう費	社会資本整備総合交付金事業 ・善尾澤工業地区道路整備 ・百済中央線バイパス整備 ・百済3号線整備 ・赤部26号線整備 ・橋りょう長寿命化修繕 ・茨あい道路整備等促進 ・南2号線整備 ・南30号線道路整備 ・平尾疋相線整備 ・交通安全施設等(百済赤部線)整備 ・通学路対策	512,708,000	454,653,767	244,377,604	188,500,000		21,776,163	
	3 河川費	沢地区清福寺池護岸整備事業	30,000,000	30,000,000		30,000,000			
		平成緊急内水対策事業	330,000,000	329,778,500	164,889,250	148,400,000		16,489,250	
	4 都市計画費	西谷公園整備事業	56,000,000	54,316,200	27,158,100	24,400,000		2,758,100	
大規模盛土造成地の第2スクリーニング計画作成業務		2,038,000	2,037,420	1,455,300			582,120		
7 消防費	1 消防費	広陵町地域防災計画改定委託業務	1,462,000	1,461,020				1,461,020	
8 教育費	2 小学校費	東小学校トイレ改修事業	46,387,000	46,387,000	13,325,784	33,000,000		61,216	
		西小学校非常用放送設備設置事業	8,774,000	8,774,000	2,953,000	5,800,000		21,000	
	2 小学校費 3 中学校費	学校保健特別対策事業(感染症対策等の学校教育活動継続支援事業)	9,900,000	9,496,080	4,950,000			4,546,080	
		小中学校教員用情報機器整備事業	3,813,000	3,813,000	1,125,000			2,688,000	
	3 中学校費	広陵中学校トイレ改修事業	52,228,000	52,228,000	16,605,216	35,600,000		22,784	
	5 社会教育費	平尾公民館整備事業	86,100,000	86,100,000		64,500,000		21,600,000	
計			1,330,113,000	1,237,478,998	608,803,476	540,000,000		88,675,522	

報 告 第 8 号

令和3年度広陵町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項において準用する同令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和4年6月8日報告

広陵町長 山 村 吉 由

令和3年度広陵町一般会計事故繰越し繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	支出負担行為額	左の内訳		支出負担行為予定額	翌年度繰越額	左の財源内訳			説明
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入 特定財源		
									国庫支出金	一般財源	
4 衛生費	2 清掃費	エアカーテン 設備設置工事	5,610,000		5,610,000		5,610,000			5,610,000	新型コロナウイルス感染症 拡大の影響により、精密機 器の調達が困難となり、施 工が工期内に完了しないた め。
計			5,610,000		5,610,000		5,610,000			5,610,000	

報 告 第 9 号

令和3年度広陵町下水道事業会計予算繰越計算書
の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第
3項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和4年6月8日報告

広陵町長 山 村 吉 由

令和3年度広陵町下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳					不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明	
						国庫補助金	県補助金	企業債	一般会計繰入金	過年度分損益勘定留保資金				
1資本的支出	1建設改良費	管渠布設事業	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	工事に先立ち、通行規制について、地元との調整に不測の日数を要したため。
		ストックマネジメント事業	52,103,000	37,103,000	15,000,000	7,500,000		7,500,000						汚水管修繕について地元自治会との臭気に対する調整に不測の日数を要したため。
		流域下水道建設負担金	20,282,154	17,317,685	2,405,548			2,400,000			5,548	558,921		国の補正予算により県が令和4年度に事業を実施

議 案 第 4 1 号

広陵町文化芸術推進審議会設置条例の制定に
ついて

広陵町文化芸術推進審議会設置条例を別紙のとおり制定する。

令和4年6月8日提出

広陵町長 山 村 吉 由

広陵町文化芸術推進審議会設置条例

(設置)

第1条 広陵町の文化芸術推進基本計画（以下「基本計画」という。）の進捗管理及び広陵町における文化芸術の推進に係る事項を審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関として、広陵町文化芸術推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 基本計画の進捗管理に関すること。
- (2) 基本計画の点検及び見直しに関すること。
- (3) 広陵町教育・文化芸術振興基金の使途に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が広陵町の文化芸術の推進施策に関し必要と認めること。

(組織及び委員)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 広陵町社会教育委員会議から推薦のあった者
- (3) 文化財に関し識見を有する者
- (4) 社会福祉に関し識見を有する者
- (5) 幼児教育及び学校教育に関し識見を有する者
- (6) 町民文化芸術活動に関し識見を有する者
- (7) 町民からの公募により選考した者
- (8) その他町長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、会長は委員の互選により選出し、副会長は委員のうちから会長が指名する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 議長は、必要があると認めるときは、関係者に対し、必要な資料の提出を求め、又は会議への出席を求めて意見若しくは説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、文化行政担当課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年10月広陵町条例第30号)の一部を次のように改正する。

別表に次の1項を加える。

67 広陵町文化芸術推進 審議会の委員	日額 8,000円
------------------------	-----------

議 案 第 4 2 号

広陵町防災会議条例の一部を改正することについて

広陵町防災会議条例（昭和38年5月広陵町条例第9号）の
一部を別紙のとおり改正する。

令和4年6月8日提出

広陵町長 山 村 吉 由

広陵町防災会議条例の一部を改正する条例

広陵町防災会議条例（昭和38年5月広陵町条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第5項第1号から第3号まで、第7号、第10号及び第11号中「任命する」を「委嘱する」に改め、同条第6項を次のように改める。

6 前項の委員の総数は、30人以内とする。

第4条第2項中「関係地方行政機関」を「関係指定地方行政機関」に改め、「町長が」の次に「委嘱し、又は」を加え、同条第3項中「ときは、」の次に「解嘱され、又は」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議 案 第 4 3 号

広陵町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する
ことについて

広陵町特別職報酬等審議会条例（昭和45年10月広陵町
条例第12号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年6月8日提出

広陵町長 山 村 吉 由

広陵町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

広陵町特別職報酬等審議会条例（昭和45年10月広陵町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、町長の諮問に応じ」を削る。

第2条及び第3条を次のように改める。

（所掌事項）

第2条 審議会は、議員報酬の額並びに町長、副町長及び教育長の給料の額その他特別職の報酬等に関する事項について、調査審議し、町長に対し意見具申するとともに、町長から諮問があつたときは、当該諮問事項について答申するものとする。

（委員）

第3条 審議会は、委員5人以内をもつて組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1) 学識経験のある者

(2) 町内の公共的団体等を代表する者

(3) その他町長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議 案 第 4 4 号

広陵町国民健康保険税条例及び広陵町介護保険
条例の一部を改正することについて

広陵町国民健康保険税条例（昭和40年3月広陵町条例第
5号）及び広陵町介護保険条例（平成12年3月広陵町条例
第19号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年6月8日提出

広陵町長 山 村 吉 由

広陵町国民健康保険税条例及び広陵町介護保険条例の一部を
改正する条例

(広陵町国民健康保険税条例の一部改正)

第1条 広陵町国民健康保険税条例（昭和40年3月広陵町条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則第15項中「令和2年度分及び令和3年度分」を「令和3年度分及び令和4年度分」に、「令和3年4月1日から令和4年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和5年3月31日まで」に改める。

(広陵町介護保険条例の一部改正)

第2条 広陵町介護保険条例（平成12年3月広陵町条例第19号）の一部を次のように改正する。

附則第8条第1項中「令和3年4月1日から令和4年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和5年3月31日まで」に、「令和2年度分及び令和3年度分」を「令和3年度分及び令和4年度分」に改め、同項第2号ア中「事業収入等」を「第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入等」に改め、同号イを次のように改める。

イ 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、租税特別措置法に規定される長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額を控除して得た額）のうち、減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の広陵町国民健康保険税条例及び広陵町介護保険条例の規定は、令和4年4月1日から適用する。

議 案 第 4 5 号

広陵町手数料徴収条例の一部を改正することについて

広陵町手数料徴収条例（平成12年3月広陵町条例第16号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年6月8日提出

広陵町長 山 村 吉 由

広陵町手数料徴収条例の一部を改正する条例

広陵町手数料徴収条例（平成12年3月広陵町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第13号中「登録手数料」を「登録（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第39条の7第2項の規定が適用される場合を除く。）に係る手数料」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の広陵町手数料徴収条例の規定は、令和4年6月1日から適用する。

議 案 第 4 6 号

広陵町の公民館建替及び文化芸術の振興のあり方
検討委員会設置条例の廃止について

広陵町の公民館建替及び文化芸術の振興のあり方検討委員会設置条例（令和元年12月広陵町条例第20号）を別紙のとおり廃止する。

令和4年6月8日提出

広陵町長 山 村 吉 由

広陵町の公民館建替及び文化芸術の振興のあり方検討委員会
設置条例を廃止する条例

広陵町の公民館建替及び文化芸術の振興のあり方検討委員会設置
条例（令和元年１２月広陵町条例第２０号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

１ この条例は、公布の日から施行する。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部改正）

２ 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
（昭和３１年１０月広陵町条例第３０号）の一部を次のように改
正する。

別表中６１の項を削り、６２の項を６１の項とし、６３の項か
ら６７の項までを１項ずつ繰り上げる。

議 案 第 4 7 号

令和4年度広陵町一般会計補正予算（第2号）

令和4年度広陵町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ26,155千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,473,551千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年6月8日提出

広陵町長 山村吉由

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
14 国庫支出金		千円 2,240,353	千円 26,037	千円 2,266,390
	2 国庫補助金	1,216,998	26,037	1,243,035
18 繰入金		420,769	△9,882	410,887
	1 基金繰入金	420,769	△9,882	410,887
19 諸収入		202,458	10,000	212,458
	5 雑入	189,586	10,000	199,586
歳入合計		13,447,396	26,155	13,473,551

歳 出

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
3 民生費		千円 5,218,287	千円 26,037	千円 5,244,324
	2 児童福祉費	2,475,461	26,037	2,501,498
8 教育費		1,371,134	118	1,371,252
	5 社会教育費	266,583	118	266,701
歳 出 合 計		13,447,396	26,155	13,473,551

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
	千円	千円	千円
14 国庫支出金	2,240,353	26,037	2,266,390
18 繰入金	420,769	△9,882	410,887
19 諸収入	202,458	10,000	212,458
歳 入 合 計	13,447,396	26,155	13,473,551

(歳 出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
3 民生費	千円 5,218,287	千円 26,037	千円 5,244,324
8 教育費	1,371,134	118	1,371,252
歳 出 合 計	13,447,396	26,155	13,473,551

補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円 26,037	千円	千円	千円
		10,000	△9,882
26,037		10,000	△9,882

2 歳 入

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の予算額	補正予算額	計
2 民生費国庫補助金	千円 454,617	千円 26,037	千円 480,654
計	1,216,998	26,037	1,243,035

(款) 18 繰入金

(項) 1 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	358,386	△9,882	348,504
計	420,769	△9,882	410,887

(款) 19 諸収入

(項) 5 雑入

2 雑入	185,803	10,000	195,803
計	189,586	10,000	199,586

節		説	明
区 分	金 額		
2 児童福祉費補助金	千円 26,037	新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金	千円 26,037

1 財政調整基金繰入金	△9,882	財政調整基金繰入金	△9,882

1 雑入	10,000	図書館振興助成金 (図書館と学校図書館の連携事業)	10,000

14款 国庫支出金 18款 繰入金 19款 諸収入

3 歳 出

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の 予 算 額	補 正 予 算 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 児童福祉総 務費	千円 184,601	千円 26,037	千円 210,638	千円 26,037	千円	千円	千円 0
計	2,475,461	26,037	2,501,498	26,037			0

(款) 8 教育費

(項) 5 社会教育費

1 社会教育総 務費	44,357	118	44,475				118
---------------	--------	-----	--------	--	--	--	-----

節・細節		説	明
区 分	金 額		
3 職員手当等	千円 500	01 給与費	千円 500
5 時間外勤務手当	500	3 職員手当等 ・時間外勤務手当	500 500
10 需用費	123	08 低所得子育て世帯生活支援特別給付金関係	25,537
1 消耗品費	100	10 需用費 ・消耗品費	123 100
4 印刷製本費	23	・印刷製本費	23
11 役務費	164	11 役務費 ・通信運搬費	164 114
1 通信運搬費	114	・手数料	50
4 手数料	50	12 委託料	2,750
12 委託料	2,750	・電算委託料	2,750
13 電算委託料	2,750	子育て世帯生活支援特別給付金システム改修委託料	2,750
18 負担金、補助及び交付金	22,500	18 負担金、補助及び交付金	22,500
22 給付金	22,500	・給付金	22,500
		子育て世帯生活支援特別給付金	22,500

1 報酬	80	02 一般経費	118
52 広陵町文化芸術推進審議会委員報酬	80	1 報酬	80
		・広陵町文化芸術推進審議会委員報酬 (日額) 8,000円1/2日×10人×2回=80,000円	80
8 旅費	25	8 旅費	25
		・費用弁償	25
		10 需用費	13
		・消耗品費	10
		・食糧費	3

3 款 民生費 8 款 教育費

(款) 8 教育費

(項) 5 社会教育費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 図書館費	113,489	0	113,489			10,000	△10,000
計	266,583	118	266,701			10,000	△9,882

節・細節		説 明
区 分	金 額	
2 費用弁償	千円 25	千円
10 需用費	13	
1 消耗品費	10	
3 食糧費	3	
		財源補正

8 款 教育費

給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

(単位 千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費					共済費	合 計	備考	
		報 酬	給 料	期末手当	その他	計				
補正後	長 等	3		25,176	9,281	9,224	43,681	4,718	48,399	
	議 員	14	50,112		18,418		68,530	15,688	84,218	
	その他	756	28,961			4,410	33,371		33,371	
	計	773	79,073	25,176	27,699	13,634	145,582	20,406	165,988	
補正前	長 等	3		25,176	9,281	9,224	43,681	4,718	48,399	
	議 員	14	50,112		18,418		68,530	15,688	84,218	
	その他	756	28,961			4,410	33,371		33,371	
	計	773	79,073	25,176	27,699	13,634	145,582	20,406	165,988	
比 較	長 等									
	議 員									
	その他									
	計									

2 一 般 職

(1) 総 括

(単位 千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	537	363,470	883,636	682,842	1,929,948	302,504	2,232,452	
補 正 前	537	363,470	883,636	682,342	1,929,448	302,504	2,231,952	
比 較				500	500		500	

(単位 千円)

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	期末手当	勤勉手当	管理職手当
	補 正 後	18,540	56,105	235,602	136,940	26,940
	補 正 前	18,540	56,105	235,602	136,940	26,940
	比 較					
	区 分	時間外勤務手当	通勤手当	特殊勤務手当	その他の手当	
	補 正 後	22,189	14,321	36	172,169	
	補 正 前	21,689	14,321	36	172,169	
	比 較	500				

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位 千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	258		824,210	607,201	1,431,411	244,843	1,676,254	
補 正 前	258		824,210	606,701	1,430,911	244,843	1,675,754	
比 較				500	500		500	

(単位 千円)

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	期末手当	勤勉手当	管理職手当
	補 正 後	18,540	52,536	177,043	136,940	26,940
	補 正 前	18,540	52,536	177,043	136,940	26,940
	比 較					
	区 分	時間外勤務手当	通勤手当	特殊勤務手当	その他の手当	
	補 正 後	20,413	13,207	36	161,546	
	補 正 前	19,913	13,207	36	161,546	
	比 較	500				

イ 会計年度任用職員

(単位 千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	279	363,470	59,426	75,641	498,537	57,661	556,198	
補 正 前	279	363,470	59,426	75,641	498,537	57,661	556,198	
比 較								

(単位 千円)

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	期末手当	勤勉手当	管理職手当
	補 正 後		3,569	58,559		
	補 正 前		3,569	58,559		
	比 較					
	区 分	時間外勤務手当	通勤手当	特殊勤務手当	その他の手当	
	補 正 後	1,776	1,114		10,623	
	補 正 前	1,776	1,114		10,623	
	比 較					

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位 千円)

区 分	増減額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考
報 酬		制度改正に伴う増減分		
		その他の増減分		
給 料		給与改定に伴う増減分		
		その他の増減分		
職員手当	500	給与改定に伴う増減分		
		その他の増減分	500	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業対応による増

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員一人当たり給与

区 分		一般事務・技術職	技能労務職	特定任期付職員
令和4年4月1日現在	平均給料月額(円)	280,200	264,300	—
	平均給与月額(円)	323,279	297,258	—
	平均年齢(歳)	39	59	—
令和3年4月1日現在	平均給料月額(円)	280,019	262,200	—
	平均給与月額(円)	323,306	278,932	—
	平均年齢(歳)	39	58	—

イ 初任給

(円)

区 分	一 般 事 務 ・ 技 術 職	国 の 制 度
		一 般 職
高 校 卒	150,600	150,600
短 学 卒	163,100	163,100
大 学 卒	182,200	182,200

ウ 級別職員数

区 分	一 般 事 務 ・ 技 術 職								
	級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	合計
令和4年4月1日現在	職員数(人)	7	24	24	38	60	48	54	255
	構成比(%)	2.7	9.4	9.4	14.9	23.6	18.8	21.2	100
令和3年4月1日現在	職員数(人)	6	25	26	24	53	53	60	247
	構成比(%)	2.4	10.1	10.5	9.7	21.5	21.5	24.3	100
区 分	技 能 労 務 職								
	級	4級	3級	2級	1級				合計
令和4年4月1日現在	職員数(人)			2					2
	構成比(%)			100					100
令和3年4月1日現在	職員数(人)			2					2
	構成比(%)			100					100
区 分	特 定 任 期 付 職 員								
	級	5号	4号	3号	2号	1号			合計
令和4年4月1日現在	職員数(人)								
	構成比(%)								
令和3年4月1日現在	職員数(人)								
	構成比(%)								

(一般事務・技術職 級別の標準的な職務内容 再任用職員以外の職員)

区 分	一 般 事 務 ・ 技 術 職
7 級	理事及び部長の職務
6 級	部次長、課長、館長、所長、認定こども園長及び主幹の職務
5 級	課長補佐、室長、参事、認定こども園副園長、幼稚園長、保育園長、上席主任教諭及び上席主任保育士の職務
4 級	係長、主幹保育教諭、主任教諭及び主任保育士の職務
3 級	主任若しくは主任技師又は相当困難な業務を行う職務
2 級	主事若しくは技師又は高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行う職務
1 級	主事補若しくは技師補又は定型的な業務を行う職務

(一般事務・技術職 級別の標準的な職務内容 再任用職員)

区 分	一 般 事 務 ・ 技 術 職
7 級	理事及び部長に相当する職務
6 級	部次長、課長、館長、所長、認定こども園長及び主幹に相当する職務
5 級	課長補佐、室長、参事、認定こども園副園長、幼稚園長、保育園長、上席主任教諭及び上席主任保育士に相当する職務
4 級	係長、主幹保育教諭、主任教諭及び主任保育士に相当する職務
3 級	相当困難な業務を行う職務
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
1 級	定型的な業務を行う職務

(技能労務職 級別の標準的な職務内容 再任用職員以外の職員)

区 分	技 能 労 務 職
4 級	相当困難な業務を行う業務員の職務
3 級	困難な業務を行う業務員の職務
2 級	知識経験を必要とする業務を行う業務員の職務
1 級	単純な業務を行う業務員の職務

(技能労務職 級別の標準的な職務内容 再任用職員)

区 分	技 能 労 務 職
4 級	相当困難な業務を行う業務員の職務
3 級	困難な業務を行う業務員の職務
2 級	知識経験を必要とする業務を行う業務員の職務
1 級	単純な業務を行う業務員の職務

(特定任期付職員 号別の標準的な職務内容)

区 分	特 定 任 期 付 職 員
5 号	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合
4 号	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合
3 号	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合
2 号	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合
1 号	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合

エ 昇給

区 分		合 計	代 表 的 な 職 種		
			一般職	技能労務職	
補 正 後	職 員 数 (A) (人)	258	256	2	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	223	221	2	
	号給数別内訳	1号給 (人)	1	1	
		2号給 (人)	20	18	2
		3号給 (人)	28	28	
		4号給 (人)	174	174	
		5号給以上 (人)			
比 率 (B) / (A) (%)	86.4	86.3	100.0		
補 正 前	職 員 数 (A) (人)	258	256	2	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	223	221	2	
	号給数別内訳	1号給 (人)	1	1	
		2号給 (人)	20	18	2
		3号給 (人)	28	28	
		4号給 (人)	174	174	
		5号給 (人)			
比 率 (B) / (A) (%)	86.4	86.3	100.0		

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計 (月 分)	職制上の段階、職務の級 等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	2.15	2.15	4.3	有	
補正前	2.15	2.15	4.3	有	
国の制度	2.15	2.15	4.3	有	

カ 定年退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算 措置等	備 考
支 給 率	24.586875	33.27075	47.70900	47.70900		
国の制度 (支給率)	24.586875	33.27075	47.70900	47.70900		

キ 地域手当

区 分	全職員	
支 給 対 象 地 域	町内全域	東京都の特別区の区域
支 給 率 (%)	6	20
支 給 対 象 職 員 数 (人)	257	1
国の指定基準に基づく支給率 (%)	6	20

ク 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代 表 的 な 職 種	
		一般職	技能労務職
給料総額に対する比率 (%)	0.002	0.002	—
支給対象職員の比率 (%) (令和4年4月1日現在)	1.163	1.163	—
代表的な特殊勤務手当の名称	防疫作業従事手当 行旅病人又は行旅死亡人収容護送作業従事手当 犬、猫等死体処理従事手当		

ケ その他の手当

区 分	国 の 制 度 と の 異 同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同	
住 居 手 当	同	
通 勤 手 当	同	

議 案 第 4 8 号

広瀬川調整池整備工事（1工区）に係る
請負契約の締結について

次のとおり契約を締結したいので、議会の議決に付すべき
契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年3月
広陵町条例第4号）第2条の規定により、議会の議決を求め
る。

令和4年6月8日提出

広陵町長 山 村 吉 由

記

- | | | |
|---|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 契約の目的 | 広瀬川調整池整備工事（1工区）に係る請負契約 |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契約の金額 | 129,127,900円 |
| 4 | 契約の相手方 | 奈良県北葛城郡広陵町大字疋相12番地1
野村・堀口特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社野村建設
代表取締役 野村 三嗣
構成員 堀口重機建設株式会社
代表取締役 堀口 清 |
| 5 | 契約期間 | 議決の日から令和5年3月24日まで |

議案第49号

古寺川調整池整備工事（1工区）に係る
請負契約の締結について

次のとおり契約を締結したいので、議会の議決に付すべき
契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年3月
広陵町条例第4号）第2条の規定により、議会の議決を求め
る。

令和4年6月8日提出

広陵町長 山村吉由

記

- | | |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 契約の目的 | 古寺川調整池整備工事（1工区）に係る請負契約 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 134,767,600円 |
| 4 契約の相手方 | 奈良県北葛城郡広陵町馬見南6丁目1番18-401号
大斗・笹井特定建設工事共同企業体
代表者 大斗興産株式会社
代表取締役 吉川 卓伸
構成員 株式会社笹井コーポレーション
代表取締役 笹井 良浩 |
| 5 契約期間 | 議決の日から令和5年3月24日まで |

議 案 第 5 0 号

広陵町の文化芸術推進基本計画を定めることについて

別紙のとおり広陵町の文化芸術推進基本計画を定めることについて、広陵町議会基本条例（平成27年3月広陵町条例第24号）第10条の規定により、議会の議決を求める。

令和4年6月8日提出

広陵町長 山 村 吉 由

